

酒田市地域包括支援センターなかまち

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人健友会が開設する酒田市地域包括支援センターなかまち（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の特性やその環境に応じて、利用者の選択に基づき利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な地域の保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが、特定の種類、業者に不当に偏ることのないように、公平中立に行う。
- 4 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営にあたっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者との連携に努める。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 酒田市地域包括支援センターなかまち
- （2）所在地 酒田市中町3丁目5番23号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業者勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤兼務職員）
管理者は、センターの担当職員その他の管理、利用者の申し込みに係る調整及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとする。
- （2）担当職員 3名以上（常勤）
担当職員は、指定介護予防支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝祭日（振替休日含む）、12月30日から1月3日まで、5月20日、8月13日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により、365日24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料金等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

①提供方法 介護予防のための効果的な支援方法に従って実施する。

(厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定)

②サービス担当者会議について

1) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

④担当職員による居宅訪問頻度等

1) サービス提供開始月

2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回、又は、6月に1回

3) サービス評価期間が終了する月

4) 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス提供事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面談ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

⑤モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(通常の業務の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、酒田市（琢成学区・松陵学区）とする。

(事故発生時における対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告を行う。

(虐待防止)

第9条 センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

② その他虐待防止のために必要な委員会の開催、指針の整備等の措置

2 センターはサービス提供中に養介護施設従業者等又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

(その他の運営に関する重要事項)

第10条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし業務体制を整備する。

(1) 採用時研修

(2) 継続研修

- 2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 担当職員であった者に、従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 センターは指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は酒田市、医療法人健友会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

改訂 平成27年8月1日

改訂 令和5年10月1日